

No. 34 大口町

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
まちづくり部 環境対策室		0587-95-1613	直通	0587-95-1641
住所	〒480-0144 丹羽郡大口町下小口7-155		担当者氏名	佐藤 善則
URL	https://www.town.oguchi.lg.jp/secure/7627/196.pdf	E-mail	kankyoutaisaku@town.oguchi.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	354,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	411,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	519,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

- ・建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象とならない
- ・浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
	1						1

前年度実績基数 (0基)

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く区域
 - ①下水道事業計画に基づく尾張北部都市計画下水道大口公共下水道の都市計画決定区域 (概ね10年以内に整備出来ない区域を除く)
 - ②農業集落排水処理事業に基づく供用開始区域
 - ③その他町長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②10人槽以下の浄化槽

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③大口町に居住していない者 (大口町に居住しようとする者を除く)
- ④自ら居住を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤10人槽まで以外の浄化槽を設置しようとする者
- ⑥既設の建物を取り壊し住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い浄化槽を設置する者 (大口町住宅改修費助成事業実施要綱 (平成12年大口町告示第61号) による住宅改修費助成事業の対象事業で、その事業に伴い浄化槽を設置しようとするものを除く)

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③賃貸人の承諾書 (住宅等を借りている者)
- ④配置図及び配管予定図 (みなし浄化槽又は便槽の位置及び新設の浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの)
- ⑤平面図 (面積計算式・総面積を記入)
- ⑥浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑦浄化槽設置工事請負契約書の写し
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な「登録証の写し」「登録浄化槽管理票 (C票)」
- ⑨浄化槽機能保証制度に係る保証登録証 (市町村用)
- ⑩浄化槽設備士免状の写し及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し (昭和62年度以前の資格者)

- ⑪浄化槽の法定検査・保守点検・清掃の実施誓約書
- ⑫みなし浄化槽廃止誓約書又はし尿汲み取り便所廃止誓約書
- ⑬みなし浄化槽又はし尿汲み取り便所の状況写真
- ⑭その他町長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③次に掲げる写真
 - ア 既設みなし浄化槽又はし尿汲み取り便所の廃止を示すもの
 - イ 浄化槽設備士が工事を实地に監督していることを証するもの
 - ウ 基礎工事の状況を示すもの
 - エ 据付工事の状況を示すもの
 - オ かさ上げの状況を示すもの
- ④浄化槽設備士が確認した確認表
- ⑤領収書の写し
- ⑥配置及び配管設置図
- ⑦住民票の写し（申請時の住所が設置場所と違う場合に限る）
- ⑧みなし浄化槽廃止届の写し又はし尿汲み取り廃止証明書
- ⑨その他町長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限8万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください